

経営会議の内容

件 名	大和市建築基準条例の一部改正について
所 管 部	街づくり計画部
日時・場所	平成27年 8月25日（火） 15:10～ 15:30 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、建築指導課長
提 出 理 由	建築基準法の一部改正に伴い、罰則の対象となる者を追加するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 - 例えば、仕様が網入りガラスとなっていたものが、現場完成時には普通ガラスで施工されていた場合は、偽装の対象となるのか。また、具体的に罰則の対象となる事例は、どのように分かるのか。 （所管部）網入りガラスと普通ガラスのように、製品が納入された時点で仕様が異なると判断可能な物で施工された場合は、設計者又は施工者が罰則の対象となる。しかし、アルミサッシの肉厚を5ミリとしなければならない仕様を、メーカー側が故意に4.5ミリのものを5ミリと偽った場合は、引き渡した者が対象となる。実際は、メーカーの内部告発等でしか分かりえないと考える。 - 認定建築材料等の偽装ではなく過誤だった場合はどのように考えるのか。 （所管部）偽装と捉え、同様に対処する。 - 罰則が50万円以下の罰金というのは、低くないか。 （所管部）建築基準法で規定されているとおり、条例違反で定めることができる上限が50万円以下としている。また、建築基準法違反の場合は、1億円以下を科すことが可能となっている。
会議結果	案のとおり、進めていく。